

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第35条第12項
許認可等の種類	児童福祉施設の廃止等の承認
法令の定め	第35条第12項 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は、休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。
審査基準	施設の入所者、利用者に対する代替機能の確保等がなされている場合に承認する。
標準処理期間	総期間 14日・丹(注：休日は含まない。) 経由機関 日・丹 () 協議機関 日・丹 () 処分機関 14日・丹(各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課)
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 児童相談係 自立支援係 (電話番号：011-231-4111 内線 25-767、25-773、25-777)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)